

## 【WisOCR サービス利用規約（管理番号：WisOCRService0001）】

当社は、当社が提供するクラウドサービス「WisOCR」の製品版の利用条件を本規約に定め、お客様はこれに同意した上で、「WisOCR」の利用を当社に申し込み利用するものとする。

### 第1条（定義）

1. 本書における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「利用契約」とは、本規約に基づき、本書の記載をその内容とした当社とお客様の間で締結・成立する「WisOCR」の提供及び利用に関する契約をいう。
- (2) 「本サービス」とは、利用契約に基づき、「WisOCR」としてお客様に提供するソフトウェアプログラムと Web API での光学式文字認識（OCR）機能をその内容としたクラウドサービス（SaaS）の組み合わせによって構成された、ソフトウェアプログラム及びソフトウェアプログラムを介して現実に提供するクラウドサービスの機能をいう。
- (3) 「本ソフトウェア」とは、本サービスの一部を構成するものとしてお客様に提供するソフトウェアプログラムをいう。
- (4) 「本システム」とは、本サービスの一部を構成するものとして本ソフトウェアを介してお客様に使用させる Web API での OCR 機能をその内容としたクラウドサービス（SaaS）を内容とした情報システムをいう。
- (5) 「関連資料」とは、本サービスの一部を構成するものとしてお客様に提供するドキュメント類（ユーザーズガイド等もこれに含む）をいう。
- (6) 「使用端末」とは、お客様が所有又は管理し、お客様が本サービスを利用するために使用するパーソナルコンピューターをいう。
- (7) 「API キー」とは、本サービスを利用させるために当社がお客様へ提供する情報技術上の符号をいう。
- (8) 「契約プラン」とは、本規約で本サービスの提供の仕様として定める「WisOCR」の利用内容として、その利用権として流通するものをいう。
- (9) 「利用開始日」とは、お客様が本サービスの現実の使用を開始できる日をいう。
- (10) 「有償期間開始日」とは、お客様が本サービスの有償での利用を開始する日をいう。
- (11) 「利用終了日」とは、お客様が本サービスの利用を終了する日をいう。
- (12) 「初期登録料」とは、本サービスの利用の対価のうち、本サービスの利用開始の対価をいう。
- (13) 「サービス利用料」とは、本サービスの利用の対価のうち、有償期間開始日以降における本サービスの利用の対価をいう。
- (14) 「AI」とは、本サービスの一部に含まれるものとして、本システムのクラウドサーバー上で使用する AI プログラム（機械学習、深層学習等を行うためのプログラムをいう）の一切をいう。
- (15) 「許諾者」とは、本サービスの一部に第三者の製品又はサービス等が含まれる場合、当該製品又はサービス等を販売・頒布するとともにその使用等を当社に許諾した者をいう。但し、許諾者といえども著作権者とは限らない。

### 第2条（利用契約・契約プラン）

1. お客様は、利用契約を当社との間で締結することによって、利用契約に基づき、利用契約で定めた契約プランに応じて本サービスの利用（本サービスの利用及び本サービスの利用に関連した一切の事由をいい、以下同じ）をすることができる。なお、利用契約の内容には、その一部を構成するものとして、本規約の内容が当然に含まれるものとする。
2. お客様は、本サービスを利用するために、契約プランを購入するものとする。なお、購入した契約プランに応じた利用契約を当社とお客様の間で締結するものとする。
3. 契約プランの種類は、別途当社が定める料金表に記載のものとし、本サービスを利用できる期間、初期登録料、利用料等その他の利用に関する詳細は、契約プランごとに定めるものとする。
4. お客様は、契約プランを購入する場合、本規約の内容に承諾・同意の上、当社所定の「WisOCRサービス購入申請書」に、購入を希望する契約プランの種類を含め必要事項を記入して発注書類に添付し、当社へ送付することにより本サービスの利用を当社へ申し込みものとする。
5. 当社は、前項のお客様からの申し込みを承諾する場合、利用契約の主要な内容を構成する次の各号の事項をお客様へ通知するものとし、当該通知をもって契約プランの購入が完了し利用契約はお客様と当社との間で直接締結したものとし、当該通知をもって契約プランの購入が完了し利用契約はお客様と当社との間で直接締結したものとする。なお、当社は、当該申し込みがあったとき、お客様に対して申し込みの内容を確認できるものとする。
  - (1) 購入した契約プラン
  - (2) 初期登録料及びサービス利用料の支払条件
  - (3) 利用開始日
  - (4) 有償期間開始日
  - (5) 利用終了日
  - (6) 前各号の事項に含まれない特約等の事項
6. 当社は、お客様が次の各号の一に該当した場合、本条による当社からの承諾を取り消し又は撤回することで利用契約を解除することができるものとし、当該解除について何らの責も負わないものとする。
  - (1) お客様が実在しない場合又は本サービス利用の申請にかかる事項に虚偽がある場合
  - (2) お客様が過去に利用契約に違反した事実又は当社に対し何らかの重大な背信行為を行っていた事実があった場合
  - (3) 当社の指定する期日までに初期登録料が当社に支払われなかった場合
  - (4) その他当社が本サービスの利用を不相当と認めた場合

### 第3条（本サービス）

1. 本サービスの利用は、日本国内において、お客様と当社との間で締結した利用契約に基づき、利用契約で利用を定めた契約プランの範囲で、使用端末上に本ソフトウェアをインストールし、APIキーを使用して本ソフトウェアを介して本システムへ通信を行う方法をもって実施するものとする。但し、本サービスの利用は、利用契約の履行の一環として、お客様が本システムのOCR処理に用いる画像データをAIで使用すること、並びに当該画像データを当社本サービスのAI追加学習のために当社へ提供すること及びこれを2次利用することをお客様に承諾いただくことを条件とする。
2. 当社は、利用契約に基づき、お客様が自らの業務のために、本サービスの利用として次の各号に定める範囲で本ソフトウェア及び本システムを使用する譲渡不能かつ非独占的な権利を許諾する。
  - (1) お客様が、関連資料に記載する方法で、お客様自らで所有又は管理する使用端末上に限って、

- 本ソフトウェアを当社所定の Web サイトからダウンロードしインストールすること
- (2) お客様が、当社から提供した API キーを複製すること
  - (3) お客様が、関連資料に記載する方法で、前各号に基づきインストールした本ソフトウェアと複製した API キーを使用して本システムに通信回線を介して接続し使用すること
  - (4) お客様が、本サービスの利用に付随して AI を使用すること
  - (5) お客様が、前各号での使用のために関連資料を使用すること
  - (6) お客様が、バックアップのために本ソフトウェア及び関連資料を 1 部に限り複製すること
3. 前項において、お客様は、お客様自らの全部若しくはその一部の業務を第三者に委託し、又は請負わせる場合に限り、前項各号の行為をお客様の責任で、当該委託先（以下「委託先」という）に行わせることができるものとする。また、この場合、お客様の構内には委託先の構内も含まれるものとし、委託先の本サービスの利用に関して、お客様は、当社に対して委託先と連帯してその責任を負うものとする。
4. 当社は、本条により明記したこと以外のいかなる本サービスの利用もお客様に許諾するものではなく、お客様は直接か間接かを問わず本サービスの全部又はその一部に関して次の各号の行為（そのおそれのある行為を含む）を行ってはならず、また、本サービスを利用する委託先へも行わせてはならないものとし、当社に対してその責を負うものとする。なお、本項の規定に反した場合、当社はお客様の本サービスの利用をただちに差し止めるとともに、当該差し止めによって生じた損害について当社は一切の責を負うものではないことを、お客様は承諾するものとする。
- (1) リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブルなどの技術的な分析・解析行為
  - (2) 利用契約に基づかない本サービスの全部又は一部の利用行為
  - (3) 利用契約に定めのない、本ソフトウェアの改竄、転載、複製、解析、改変、翻訳、再頒布、貸与、販売等その他一切の行為
  - (4) 当社又は第三者の著作権等その他権利、財産、名誉及びプライバシー等の侵害行為
  - (5) 当社又は第三者に不利益又は損害を及ぼす行為
  - (6) 公序良俗に反する行為
  - (7) 有害なプログラム（マルウェア等含めその一切）を使用又は提供する行為
  - (8) 当社が提供する本ソフトウェア、API キー、関連資料等又は本システムの不正使用となる行為
  - (9) 本サービスの運用を妨げる行為
  - (10) 本サービスの信用を毀損する等その他当社が不適切と判断する行為
5. お客様は、本条の許諾において本サービスが原子力・核関連施設、航空機の航行制御若しくは航空交通管制システム、又は生命維持装置等の生命への危険をもたらす環境下におけるオンライン制御装置にかかる使用のために設計、製造されたものではなく、また使用することを許諾したものではないことを了知し、当該生命の危険をもたらすシステムを構築することを目的として利用してはならないものとし、その旨について本サービスを利用する委託先及び顧客等へも周知するとともに同意させなければならない。
6. お客様は、当社が提供した本ソフトウェア、API キー及び関連資料を善良な管理者の注意をもって管理し、本サービスを利用するために必要な準備（ハードウェア・ソフトウェア・通信回線等その他一切の環境・設備をいう）を自らの費用と責任で行わなければならないものとする。
7. お客様は、本サービスの利用にあたり、次の各号の事項についてあらかじめ承諾する。

- (1) 本サービスに関するシステム上のメンテナンス・保守を行うため、下記のサービス停止期間の間、本サービスの提供が一時的に停止し、本サービスの利用が行えなくなること

<b>サービス停止期間</b>	毎月第2水曜日 20時～翌日8時まで
-----------------	--------------------

- (2) 前号の他、当社による本サービスに関する緊急のメンテナンス・保守を行うため、当社からの事前の予告なしに本サービスの利用ができなくなる場合があること

8. 当社は、利用契約の履行にあたって合理的な範囲内で、お客様の事前の承諾なく本サービスの仕様、内容、名称等を変更することができるものとする。

#### 第4条 (サポートサービス)

1. 当社は、本サービスの提供に付随して、利用契約で定める利用開始日以降、お客様に利用契約に基づく下記のサポートサービスをお客様へ提供する。

##### 【サポートサービス内容】

<b>受付時間</b>	月曜日～金曜日 (※) 9:00～12:00 / 13:00～17:30 ※「国民の祝日に関する法律」で定める休日及び当社が定める休業日を除く ※ 当社が定める休業日は、適宜、当社ホームページ上にて公表する
<b>受付方法・窓口</b>	電子メール (wisocr-support@pstc.jp.panasonic.com)
<b>サービス内容</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本サービスの内容に関する照会及び障害に関する事項の分析・調査</li> <li>・当社が本サービスの品質向上を目的として任意で作成した本ソフトウェアのアップグレード版の配布</li> </ul>
<b>特記事項</b>	<p>このサポートサービスは、お客様の特定の問題の解決を保証するものでなく、以下の事項はこのサポートサービスの内容に含まれない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 利用方法についての技術上のコンサルティング・技術支援</li> <li>② 認識精度等品質そのものに関する問い合わせへの回答</li> <li>③ 本サービスと他のプログラムや装置との組み合わせに起因して生じた事由に関する問い合わせへの回答</li> <li>④ 関連資料に記載された操作方法及び稼働環境以外の使用に起因して生じた事由に関する問い合わせへの回答</li> <li>⑤ 利用契約に反した本サービスの利用に起因して生じた事由に関する問い合わせへの回答</li> </ul>

2. 当社は、自己の責任と費用負担によりお客様へのサポートサービスの提供を自己の指定する第三者 (以下「再委託先」という) に委託することができるものとする。なお、当社は技術サービスの受付・実施の全部又は一部を再委託先に委託する場合、当該再委託先に利用契約に基づき当社が負担する義務と同一の義務を負担させるものとする。
3. 前項に定めるサポートサービス以外の技術サービス等の提供については、別途有償とし、かかる契約を別途締結するものとする。
4. 当社は、本サービスを提供するための情報システムの保守・メンテナンスを行うため、本サービスの提供を一時的に停止する場合があります、これによって生じた損害について一切責任を負わないも

のとする。

#### 第5条（本サービスの利用開始・対価の支払等）

1. お客様は、利用契約の締結後、当社が通知した利用開始日から本サービスを利用できるものとする。なお、当社は、お客様の本サービスの利用にあたって、利用契約の締結後、当社所定の方法で本ソフトウェア、API キー及び関連資料をお客様に提供するものとする。
2. お客様は、利用契約締結後、利用契約に基づき、初期登録料を支払うとともにサービス利用料を当社に支払うものとする。なお、利用契約に従って初期登録料を支払うことにより、利用開始日から有償期間開始日の間、お客様は当該期間を無償期間として本サービスを無償で利用できるものとする。
3. お客様から当社へ支払われた初期登録料及びサービス利用料は、いかなる事由によっても一切返還されないものとする。

#### 第6条（期間）

1. 利用契約は、その締結により発効し、当該発効日から利用終了日までの間有効とする。なお、利用契約は、有効期間満了月の1ヵ月前までにお客様又は当社から別段の意思表示がない場合、有効期間の満了時をもって、従前の利用契約と同じ利用期間・利用条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。
2. お客様は、前項において、利用開始日以降に本ソフトウェアを使用端末にインストールしてから利用契約が有効な間に限り、本サービスを利用できるものとする。
3. お客様は、前二項にかかわらず、当社所定の「WisOCR サービス解約通知書」に必要事項を記入して当社へ提出・通知することにより、当該提出・通知のあった日の属する月の翌月末をもって、いつでも利用契約を途中で解約することで本サービスの利用を終了させることができる。但し、お客様が購入した契約プランにより利用契約の期間を1か月間以内となっている場合、前項の定めは適用せず、当該利用契約の解約はできないものとする。
4. 前項の解約があった場合、お客様は、当社と協議の上、所定の違約金を当社へ支払うものとする。
5. 本条による利用契約終了時点でお客様の当社に対する対価の支払い義務が存する場合は、当該範囲に限り、利用契約の終了後も利用契約の規定は引き続き有効とする。

#### 第7条（本サービスに関する権利）

本サービスに関する著作権等その他の全ての権利（AI 及び AI の追加学習のために当社がお客様から本サービスの利用において提供された画像データを加工し作成する匿名化・統計化する学習用のデータに関する権利を含む）は、当社又は許諾者に帰属し、いかなる場合でも当社又は許諾者からお客様に移転するものではないことを承諾する。

#### 第8条（免責及び保証）

1. 本サービスはベストエフォートでかつ現状有姿での提供であり、お客様の責任において利用されることに鑑み、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、いかなる請求原因（情報セキュリティインシデント、当社の過失の有無、お客様における利用契約を締結して本サービスの利用に至る原因・動機への不適合等も含む）であっても、その利用において当社はその一切の責を負わない

ものとする。但し、第9条に関する責任についてはこの限りではない。

2. お客様は、本サービスが第三者の情報システムである「Amazon Web Service (AWS)」を利用したサービスであるとともに、当社による利用契約の履行及び本サービスの提供は AWS が公表する利用上の制約（その種類・性質を問わずその一切とする）を当然に受けることをあらかじめ承諾し、また、当該制限によって生じた事由一切に関して当社を免責する。
3. 当社は、前二項にかかわらず、利用開始日から 90 日以内の期間に限り、本ソフトウェア又は関連資料の不具合があった場合、当社所定の方法で、それらの交換又は修理を行うものとする。但し、その原因がお客様若しくは第三者の責に帰すべき事由による場合、又は、天災地変等の不可抗力による場合は、この限りではない。
4. お客様は、当社が次の各号の事由により本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中止できることについて、承諾するものとする。
  - (1) 本サービスを提供するための設備等の追加、変更、保守又は工事等により本サービスの提供が困難となった場合
  - (2) 天災地変などの不可抗力に起因して本サービスの提供が困難となった場合
  - (3) お客様がサービス利用料を期日までに支払われなかった場合（なお、当該支払いにおいて報告等が必要な場合は、その未実施も含む）
  - (4) 不正・違法な利用等その他本サービスの運用を妨げる行為が行われたと当社が判断した場合
5. お客様は、本サービスのお客様の利用に関し、当社が本条記載のほか何ら一切の保証を明示又は黙示のいずれによっても行うものではないことを承諾する。

## 第9条（著作権侵害に対する責任）

1. 本サービス自体が日本国内の第三者の著作権を侵害しているとして、お客様が第三者から請求を受け、又は第三者との間で著作権に関する紛争（以下「著作権紛争」という）が生じた場合、お客様が次の各号の全てを履行している場合に限り、当社はお客様が当該第三者に直接支払った損害賠償額、及びその解決の為にお客様が支出した弁護士費用を支払われたサービス利用料の金額を上限としてお客様に支払うものとする。但し、当社が自己の責任と費用負担において当該第三者との紛争を解決する旨をお客様に通知したときはこの限りではない。
  - (1) お客様が第三者から請求を受け、又は第三者との間で著作権紛争が生じた日から 2 週間以内に、当該請求、紛争の事実及び内容を当社に通知すること
  - (2) お客様が第三者との交渉又は訴訟の追行に関し、当社に対して実質的な参加の機会及び全ての決定の権限を与え、並びに必要な援助をすること
  - (3) お客様の訴訟における判決が確定し、又は当社の承諾を得て裁判上若しくは裁判外の和解に至ること
2. 前項の規定にかかわらず、本サービスと他のソフトウェア（顧客等製品を含む）若しくは装置との組み合わせ、本サービスの現状・内容の変更及びその他当社の責に帰し得ない事由に起因して前項に定める請求又は著作権紛争が生じた場合は、お客様が自己の責任と費用負担で処理解決するものとする。
3. 本サービスに関する第三者の著作権の侵害に対して、第1項に定める措置を講じることをもって、当社は契約上及び法律上その他名目の如何を問わず一切の責任を免れるものとし、著作権以外の他の知的財産権及び利益の侵害に対して当社は責任を負わないものとする。

## 第 10 条（機密保持・個人情報の取り扱い）

1. 当社は、利用契約の履行のため、お客様が本サービスの機能に応じて、本システムへのアップロードや入力等の処理を行った情報（OCR 機能による認識処理に用いる画像データを含むものとし、以下「機密情報」という）を、利用契約における権利行使又は利用契約にかかる債務を履行する目的以外に使用してはならず、機密情報を善良な管理者の注意義務をもって機密に保持・管理し、事前に相手方から書面による承諾を得ることなく、第三者に開示・漏洩しないものとする。但し、次の各号のいずれか一つでも該当するものについては、この限りでないものとする。
  - （1） 知得時に、既に公知のもの、又はその後自己の責によらず公知となったもの
  - （2） 知得時に、適法にかつ機密保持義務を負うことなく自己が有していたもの
  - （3） 受領者が、第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手したもの
  - （4） 開示者の機密情報に依拠せずに受領者が独自に開発、作成したもの
  - （5） 裁判所、行政機関等から法令、判決、決定、命令等に基づき、開示を強制されたことにより、受領者が当該裁判所、行政機関等に対して機密情報の開示を余儀なくされたもの。
2. お客様は、本サービス、本ソフトウェア、本システム等に関する情報を含め、利用契約の締結及び履行のために当社がお客様に提供した機密情報を、知る必要のある自己の役員、従業員・派遣社員・契約社員及び顧客並びに委託先に対してのみ、最小限の範囲で開示することができるものとし、それ以外には開示しないものとする。なお、顧客及び委託先に開示する場合には、お客様は、顧客及び委託先に前項に基づく義務を課し、これを順守することについて当社に対して連帯して責任を負う。
3. 当社は、お客様が当社へ提供する機密情報の中に含まれる個人情報を、利用契約の履行を目的として利用するものとする。なお、機密情報のうち、本サービスの OCR 機能による認識処理で用いる画像データに含まれる個人情報は、画像データと不可分のものとして、日本国内で、利用契約の履行のため法令に従い取り扱うものとする。
4. お客様は、当社が本サービスの機能の仕様においてお客様が当社に提供した機密情報を消去する機能を設けている場合、いつでも当該機能を使用して当社に提供した機密情報を消去することができる。但し、このとき、当該消去された機密情報について当社は、その消去後に本条に定める義務を負担しないものとする。
5. 当社は、お客様から提供された機密情報（これに含まれる個人情報も含む）を関連法令に従い適正に取扱うものとし、当該取扱いにおいてお客様が法令上負担する義務を履行するために必要な協力・支援を行うよう努めるものとする。
6. 当社は、利用契約の終了後、利用契約に基づきお客様から取得した機密情報（個人情報もこれに含まれる）を消去するものとする。
7. 当社は、当社の故意又は重大な過失によって、機密情報（個人情報もこれに含まれる）を漏洩した場合、当該漏えいしたことによりお客様に生じた損害を賠償するものとする。

## 第 11 条（報告・調査等）

1. 当社は、必要と認めた場合、30 日前に書面でお客様に通知の上、第 5 条の支払に関する事項、その他利用契約の順守状況に関する調査のため、自ら又はその指定する者をして、お客様の通常の営業時間帯に、乙の事務所で調査及び関係資料の謄写・閲覧等を行うことができるものとする。

2. お客様は、お客様での本サービスの利用状況に関する調査を、本システムを利用した電子技術上の方法で当社が実施する可能性があることをあらかじめ承諾するものとする。
3. 前各項での当社の調査により、利用契約に定める内容を超える本サービスの利用又は利用契約に定める内容と異なる本サービスの利用が判明した場合、お客様に対して、別途サービス利用料の支払の請求、本サービスの利用の中止の要請、本サービスの利用の差し止め等その他の必要な措置を当社が行う可能性があることをお客様はあらかじめ承諾するものとする。

## 第12条（解除）

1. 当社又はお客様は、相手方が利用契約における何れかの条項に違反し、書面による催告後30日以内に当該違反が是正されないときは、利用契約を解除し、かつこれにより被った損害の賠償を当該相手方に請求できるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、当社又はお客様は、相手方が次の何れか一つでも該当した場合は、催告その他何等の手続きも要することなく、直ちに利用契約を解除し、かつこれにより被った損害の賠償を当該相手方に請求できるものとする。
  - (1) 不正又は不当な本サービスの利用があったとき
  - (2) 利用契約に著しく違反した本サービスの利用があったとき
  - (3) サービス利用料の支払を遅滞したとき
  - (4) 重大な背信行為があったとき
  - (5) 第三者より仮差押・仮処分・差押・強制執行若しくは競売の申立又は公租公課滞納処分を受けたとき
  - (6) 破産手続開始・民事再生手続開始・会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立を受け又は自らこれを申立てたとき
  - (7) 振出した手形・小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止したとき
  - (8) 解散・合併・減資又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
  - (9) 監督官庁から営業の取消又は停止等の処分を受けたとき
  - (10) 前各号の他、本サービスの利用も含め利用契約の継続が困難となるか、又はそのおそれがあると認められたとき
3. お客様は、第1項に定める契約の解約がなされた場合、若しくはお客様が前項の各号のいずれかに該当した場合、お客様は当社から通知・催告を受けなくても、当社に対する一切の債務の履行につき期限の利益を失い、直ちに利用契約に基づく債務全額を当社へ支払うものとする。

## 第13条（契約終了後の措置）

お客様は、利用契約が終了した場合、当社がお客様に提供した本サービスを構成する本ソフトウェア、API キー及び関連資料等並びにこれらの複製したものを当社の指示に従い当社へ返却するか若しくは第三者が復元し判読できないレベルまで破壊、削除、消去等の処理を施した上で破棄するものとする。

## 第14条（企業の社会的責任）

1. 当社及びお客様は、自己、自己の役職員、自己の代理人若しくは媒介をする者又は主要な出資者が、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団



準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証する。

- (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与が認められる関係を有すること。
  - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 当社及びお客様は、自ら又は第三者を利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを表明し保証する。
- (1) 暴力的な要求行為。
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為。
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
  - (4) 風説の流布、偽計若しくは威力を用いた名誉・信用の毀損又は業務妨害行為
  - (5) その他前号までの各号に準ずる行為。
3. 当社及びお客様は、前二項の規程に反する事項が判明した場合、直ちに相手方にその事実を報告する。
4. 当社及びお客様は、相手方が前三項の規定に違反した場合、本規約及び利用契約の他の規定にかかわらず、かつ催告その他何らの手続き及びいかなる損害の補償も要せず、直ちに利用契約締結日現在及び利用契約締結日以降の当社とお客様間での全ての取引（以下「対象取引」という）の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができるものとする。
5. 当社及びお客様が対象取引に関連して第三者と下請又は委託契約等（以下「関連契約」という）を締結する場合、当社及びお客様は、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者に対して、本条第1項から第3項までに定める義務と同等の義務を課し、これを順守させるものとする。なお、関連契約の当事者又は代理若しくは媒介をする者が当該義務に違反した場合、当社及びお客様は直ちに相手方にその事実を報告するものとし、当該相手方から、関連契約を解除するなど必要な措置をとるよう求められたときは、これに応じるものとする。
6. 当社及びお客様が、相手方に対して前項の措置を求めたにもかかわらず、相手方がそれに従わなかった場合には、当社及びお客様は、利用契約の他の規定にかかわらず、かつ通知・催告その他何らの手続き及びいかなる損害の補償も要せず、直に対象取引の解消及び対象取引に関する全ての契約の解除をすることができる。

## 第15条（販売パートナー経由での利用）

1. お客様が当社以外の本サービスの購入先（以下「販売パートナー」という）を経由して本サービスの利用の申し込みを行った場合、締結・成立した利用契約には、本規約の前条までの定めに加え、次の各号の事項が適用される。なお、当該事項が本規約の前条までの定めと競合又は矛盾する場合、本条の定めを適用するものとする。

- (1) 本サービスの利用の申込みに対する当社の承諾は、当社所定の方法又は販売パートナーを経由してお客様に通知等を行うものとする。
  - (2) API キーの提供方法は、当社又は販売パートナーにより指定した方法とする。
  - (3) 初期登録料及びサービス利用料の金額並びにその支払方法は、販売パートナーの提示する見積書の記載に基づくものとする。
  - (4) 本サービスの利用で機密情報を販売パートナーを介して当社が授受する場合、当該授受は、その方法を問わず、日本国内でのみにおいて行われるものとする。
  - (5) 当社の責によらない販売パートナーのみに起因して生じた事由及びお客様と販売パートナーの間で生じた事由に関して、当社は一切その責任を負わないものとする。
  - (6) 当社又は販売パートナーにより指定された場合を除き、当社とお客様間における通知等その他の連絡は販売パートナーを介して行われるものとする。但し、本サービスの利用契約の解約の通知についてはこの限りでなく、お客様は、販売パートナーだけでなく当社又は販売パートナーのいずれかに届け出ることができるものとする。
  - (7) 本サービスの利用では、販売パートナー等が公表する個人情報保護方針及び個人情報の取り扱いに関する事項の如何にかかわらず、本規約の記載に従って個人情報の取り扱いが行われるものとする。
2. お客様は、販売パートナーが当社とは別個の独立した事業者であり、当社を何ら代理する者ではないことをあらかじめ確認し了知するものとする。

#### 第16条（準拠法・その他）

1. 本規約及び利用契約の成立及び解釈については、日本法に準拠するものとする。
2. 利用契約に関し、訴訟の必要が生じた場合、当社及びお客様は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。
3. 当社及びお客様は、利用契約に定める場合を除き、事前に相手方の書面による承諾を得ることなく、本サービスを利用する権利、その他利用契約上の権利若しくは義務をいかなる第三者にも譲渡することができないものとする。
4. お客様は、米国及び日本国の輸出関連法規（以下「輸出関連法規」という）の全てを遵守し、本ソフトウェア、API キー、関連資料等その他の本サービスを構成する物品等の一切を輸出関連法規に違反して直接間接を問わず輸出しないことを保証する。
5. 本規約及び利用契約に定めのない事項並びに本規約及び利用契約の解釈に関して疑義が生じた場合、相互に誠意をもって協議し、これを解決するよう努めるものとする。
6. 利用契約が終了した後といえども、第5条第5項、第6条第4項及び第5項、第7条から第15条までの各条並びに本条の規定はなお有効に存続する。

以上